平成２１年（フ）第５９号
三重県度会郡大紀町阿曽1235番地
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２９号
滋賀県長浜市草野町46番地
債務者　中村　和代
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
滋賀県長浜市新庄中町55番地、前住所岡山市福田261番地　ハナミズキＢ103号
債務者　山本　彩恵
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
香川県高松市牟礼町牟礼534番地３
債務者　岡本　映子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３９号
大分県日田市大字友田769番地５
債務者　清水　國久
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１１号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の14
債務者　菅原　徳行
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第８８号
岩手県釜石市中妻町３丁目14番23号
債務者　小笠原正孝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３８３号
岩手県花巻市松園町390番地11
債務者　石川利恵子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３８５号
岩手県八幡平市大更第21地割88番地１　コーポ高佐第３―205号
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３８９号
盛岡市志家町１番３号　クライネシャイデックＢ207号
債務者　吉岡　忠彦
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８６号
山形県鶴岡市日出１丁目24番34号
債務者　岡部　達郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第８７号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字北田96番地
債務者　小野寺一弘
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第８８号
山形県鶴岡市本町３丁目２番23―102号　マンション都
債務者　高橋　定江
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３１４号
千葉県松戸市栄町４丁目259番地の１ウッドベル103号
債務者　中田　竜二
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２４２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字階子田47番地１
債務者　水谷　芳樹
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８２１号
京都府八幡市男山長沢９番地８　リバービューＡ103
債務者　西井建設工芸こと　西井　一男
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８２２号
京都府八幡市男山長沢９番地８　リバービューＡ103
債務者　西井ます子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係